



(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(9) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(10) 「従業者総数」欄には、従業者の総数を、「市内従業者数」欄には、この届出書を提出する各市町村内の従業者数を記載してください。

なお、従業者の数は届出年月日現在で記載し、役員、アルバイト及びパートタイマー等を含めてください。

(11) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店等の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

なお、本店又は主たる事務所の所在地が東京都以外にある法人が、都内に2以上の支店等を有する場合は、その支店等のうち法人住民税・事業税に関する届出、申告等の事務を一括して行う支店等の名称の前に○を付してください。

また、同一市町村内に2以上の支店等を有する場合は、その支店等のうち当該市町村の法人市町村住民税に関する届出、申告等の事務を一括して行う支店等の前に△を付してください。

(12) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合は、「設立形態が1から4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。

(13) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」欄の2に該当する場合は合併契約書において合併期日として定めた日を、3に該当する場合は分割計画書において分割期日として定めた日を記載してください。

(14) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同12号の11（適格分割）又は同12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(15) 「事業開始(見込)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。  
(注) 地方税において、均等割の算定期間は、原則として設立設置年月日からです。

(16) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(17) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(18) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(19) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載しないでください。

なお、連結子法人である場合には、別途、税務署には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を、都税事務所には「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」を提出する必要があります。

(20) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(21) ※印欄は、税務署、都税事務所又は市町村の処理欄ですので記載しないでください。